

## 小川赤十字訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 小川赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」と略。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、本事業所の看護師ならびにその他の従業者（以下「看護師等」略。）が、疾病・負傷により居宅において療養を受ける状態にある者又は要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者（以下「利用者」と略。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定訪問看護の事業（以下「訪問看護」と略。）は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」と略。）は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 : 小川赤十字訪問看護ステーション

(2) 所在地 : 埼玉県比企郡小川町小川1525番地

TEL : 0493-72-6343 FAX : 0493-72-6344

### (職員の職種、員数)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 看護職員 2.5名以上

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 看護職員

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

訪問看護の提供に当たる。なお、看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。また、理学療法士が提供する訪問看護については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士が連携して作成する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日～金曜日

休日：土曜日・日曜日・祝祭日・5月1日・12月29日～1月3日

(2) 営業時間：8時30分～17時15分

(3) 営業時間にかかわらず、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小川町、嵐山町、ときがわ町、寄居町、東秩父村とする。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 訪問看護を提供するにあたっては、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し利用者又はその家族へ説明を行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護の提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合には、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。また主治医との連絡が困難な場合、救急搬送の必要な処置を講じるものとする。看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び、主治医に報告しなければならない。

(訪問看護の利用料等)

第10条 訪問看護の利用料等については以下のとおりとする。保険診療以外の実費についての消費税及び地方消費税については下記代金とは別に徴収する。なお消費税率については利用日における税率とする。

	介護保険	医療保険
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない（非該当）方 ② 介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期など）
利用料金	厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする	各保険自己負担割合とする
実費	エンゼルケア 20,000円/回	エンゼルケア 20,000円/回 休日料金 1,500円/回
交通費	交通費：東秩父村、寄居町、小川町、嵐山町、ときがわ町以外の地域については実費負担  車を使用する場合は通常の事業の実施地域を越えた地点から以下のとおり 5km未満 200円 5km以上10km未満 400円 10km以上 600円	交通費：実費負担 5km未満 200円 5km以上10km未満 400円 10km以上 600円

2 訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

3 その他必要な物品の提供を行なった場合は実費を徴収する。

4 交通費について、著しく経済困難と管理者が認めた利用者については、減額又は免除することができる。

#### （衛生管理）

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

#### （事故発生時の対応及び損害賠償）

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 事業所は、サービス提供にあたって故意又は過失により利用者に与えた損害に対し、速やかに責任を負う。その損害賠償については双方協議の上これを定める。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができる。

4 事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当の場合には、損害賠償責任を負わない。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項についてこいにこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービス提供のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

5 利用者の故意又は過失により、施設・職員等に生じた損害については、利用者又は身元引受人はその責任を負う。その場合の損害内容については双方協議の上これを定める。

#### （業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と略。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害時の対応)

第14条 事業所はサービス提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、施設が定める防災計画及び業務継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な措置を講ずる。

2 事業所は、天災その他の災害等の事態によりサービス提供が難しい場合は、日程・時間の調整をする場合がある。

3 事業所は、天災その他の災害等の事態によりサービス提供が遅延もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した訪問看護に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （ハラスメントの防止・対応）

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においてのハラスメントや利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事やサービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するための措置を講ずる。

2 事業所は、従業員が利用者又は利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者又は利用者家族が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

#### （運営会議）

第19条 管理者はステーションの別に定める運営委員による運営会議を定期的を開催し、年度の活動報告、予算、運営規程及びステーションの運営全般にかかわる事項などを討議する。但し緊急な事項については臨時に会議を招集する。

#### （その他運営に関する留意事項）

第20条 職員の任命は、小川赤十字病院長が行い、職員は小川赤十字病院の職員就業規則を準用する。

- (1) 運営に関する事務的な業務の一部を小川赤十字病院に依頼できる。
- (2) 会計報告は日本赤十字社医療施設特別会計を適用し、毎年3月末日に独立した収支報告を行う。
- (3) この規定は運営会議の審議を経て、小川赤十字病院（院長）と管理者の協議により変更することができる。

#### （附則）

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年12月5日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(事業の目的)、(運営の方針)、(職員の職種、員数)(訪問看護の内容)、(訪問看護の利用料等)、(衛生管理)の内容を変更。

(職員の職務内容)の内容を変更・追加。

(訪問看護の提供方法)を(訪問看護の内容)と(訪問看護の利用料等)へ統合。

(守秘義務)を削除し、新設(個人情報の保護)へ統合。

(苦情処理)、(事故発生時の対応及び損害賠償)、(虐待防止)、(ハラスメントの防止・対応)、(業務継続計画の策定等)、(非常災害時の対応)を追加。